

放射線障害防止法関係の最近の動向

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門

本日の内容

- I .立入検査の実施状況等
- II .法令報告事項の一部改正等
- III .事故・トラブル等の緊急時に
おける連絡の見直しについて

【参考】放射線障害防止法見直しに関する各種公表資料

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou_sankou.html#kisei_sankou
(ホーム/政策について/RI 規制/放射線障害防止法とは/規制の現状(参考))

I. 立入検査の実施状況等

1. 計画的な立入検査（平成30年4月2日改正）
2. 立入検査の年間計画（平成30年度）
3. 平成29年度立入検査結果
4. 平成29年度の立入検査の指摘事項
5. その他管理不備の事例
6. 定期確認等における不適切な指導例
7. その他の留意点

1. 計画的な立入検査【1/3】

1. 検査の対象：許可届出使用者等(法第43条の2)

登録認証機関等(法第43条の3)

2. 検査根拠及び手法

以下の項目について、関係者への質問及び帳簿、書類その他の物件についての検査を実施

【許可届出使用者等】

手続き、施設、点検・測定記録、放射線業務従事者の管理、帳簿

【登録認証機関等】

手続き、登録の要件等、審査の義務等、業務規程、財務諸表等、秘密保持義務等、帳簿

3. 実施時期：通年

ただし、登録認証機関等については、原則、登録（更新含む）又は直近の立入検査を行った日から概ね2年以内に実施

1. 計画的な立入検査【2/3】

4. 年間計画の策定

原則として毎年度当初に、立入検査の年間計画（年度の検査方針、年間実施予定件数及び対象事業所等、重点確認事項を含む。）を作成

5. 検査実施内容の通知

事業所等の管理者等に対し、あらかじめ検査実施内容を通知

6. 検査の実施

事前に通知した検査内容の事項やその他必要な事項を確認

7. 違反事項等の取扱

【許可届出使用者等】

- 法第31条の2の規定に基づく施行規則第28条の3各号に該当する疑いのある事象を発見した場合等は、事実関係を確認。事象の重要度を考慮し、施行規則第28条の3各号に該当する場合は、原子力規制委員会に報告するとともに、改善状況について次回検査で確認
- 上記に該当しないが、改善を要する事項は、改善（又は改善の結果）を求めるとともに、次回検査で確認

1. 計画的な立入検査【3/3】

7. 違反事項等の取扱（続き）

【登録認証機関等】

- 適合命令、改善命令又は業務規程の変更命令の条件に該当する疑いのある事象を発見した場合等は、事実関係を確認
- 事象の重要度に応じ、適合命令等に該当する場合は、原子力規制委員会に報告するとともに、改善後速やかに再検査を行い、改善状況を確認
- 上記に該当しないが、改善を要する事項は、改善（又は改善の結果）を求めるとともに、改善後速やかに再検査を行い、改善状況を確認

8. 検査結果

【許可届出使用者等】：四半期毎にホームページ等で公表

【登録認証機関等】：年度毎に原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等で公表

2. 立入検査の年間計画（平成30年度）【1/2】

① 検査の方針

【許可届出使用者等】

- 許可後3年以上経過し立入検査を実施していない、あるいは前回立入検査から5年以上を経過している事業所等を選定
- 選定した事業所等の周辺に、許可又は届出後5年以上経過し立入検査を実施していない、あるいは前回立入検査から5年以上経過している許可届出使用者等の事業所等がある場合には、可能な範囲で併せて立入検査を実施

【登録認証機関等】

- 平成29年度までに実施した登録認証機関等への立入検査の結果を踏まえ、全17機関のうち平成29年度に実施していない残りの半数程度に対して立入検査を実施

2. 立入検査の年間計画（平成30年度）【2/2】

② 年間実施事業所数 約250事業所等

③ 重点確認事項

【許可届出使用者等】

放射線障害予防規程に基づく活動状況を重点的に確認

【登録認証機関等】

逐条型検査を主体としつつ、業務規程（下部規定含む）
の遵守状況を確認することとし、補完的にプロセス型検査
手法を用いて、登録認証機関等の業務の実施体制を重点的
に確認

【参考：登録認証機関等リスト；
http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/tourokuninshou/index.html】

3. 平成29年度立入検査結果

| 項目 | | 実施事業所数 | | 不備項目（事業所数） | | | | | | | | |
|------------|----|--------|--------|------------|----|----|----|------|------|-----|-----|---|
| | | 良好 | 不備 | 施設 | 測定 | 記帳 | 取扱 | 健康診断 | 教育訓練 | 手続き | その他 | |
| 医療機関 | 件数 | 110 | 101 | 9 | 1 | 0 | 5 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| | 比率 | | 91.8% | 8.2% | | | | | | | | |
| 研究機関 | 件数 | 17 | 16 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | | 94.1% | 5.9% | | | | | | | | |
| 教育機関 | 件数 | 23 | 21 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 比率 | | 91.3% | 8.7% | | | | | | | | |
| 民間機関 | 件数 | 102 | 90 | 12 | 1 | 2 | 4 | 3 | 1 | 4 | 5 | 0 |
| | 比率 | | 82.2% | 11.8% | | | | | | | | |
| その他の機関 | 件数 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | | 100.0% | 0.0% | | | | | | | | |
| 販売業 賃貸業 | 件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 比率 | | - | - | | | | | | | | |
| 廃棄業 | 件数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 比率 | | - | - | | | | | | | | |
| 総数 | 件数 | 255 | 231 | 24 | 3 | 3 | 10 | 4 | 4 | 5 | 7 | 0 |
| | 比率 | | 90.6% | 9.4% | | | | | | | | |

- ① 医療機関：医療法に基づくすべての病院及び診療所（国立、公立、私立の機関の附属の病院及び診療所）
- ② 研究機関：国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設
- ③ 教育機関：学校教育法に基づく国立、公立、私立のすべての学校（②を除く）
- ④ 民間機関：民間の工場及び作業所
- ⑤ その他機関：前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）で販売業者、賃貸業者、廃棄業者を含む。
（「販売業」「賃貸業」「廃棄業」の値は「その他の機関」の内数。）

【参考：http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html】

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【1/9】

- 手続きに関する指摘事項

| 指摘事項 | 医療 機関 | 研究 機関 | 教育 機関 | 民間 企業 | その他 |
|---|----------|----------|----------|----------|-----|
| 許可を得ずに使用の方法・目的、使用数量、貯蔵能力を変更している。 【法第10条第2項】 | - | - | - | 2 | - |
| 許可を得ずに使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の位置を変更している。 【法第10条第2項】 | - | - | - | 1 | - |
| 放射線障害予防規程を変更したにも関わらず変更の届出がなされていない。 【法第21条第3項、規則第21条第3項】 | 2 | - | - | 2 | - |
| 放射線取扱主任者を選任及び解任したにも関わらず届出がなされていない。 【法第34条第2項、規則第31条】 | - | - | - | - | - |
| 登録定期講習機関が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習を受けていない。 【法第36条の2第1項、規則第32条第2項】 | - | - | - | 2 | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【2/9】

- 施設に関する指摘事項

| 指摘事項 | 医療 機関 | 研究 機関 | 教育 機関 | 民間 企業 | その他 |
|---|----------|----------|----------|----------|-----|
| 管理区域境界にさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていない。 【法第13条第1項、規則第14条の7第1項第8号】 | - | 1 | - | 1 | - |
| RI等を使用する室、汚染検査室、放射化物保管設備及び管理区域の境界に所定の標識が付されていない。 【法第13条第1項、規則第14条の7第1項第9号】 | - | - | - | - | - |
| 貯蔵室、貯蔵箱、貯蔵容器及び管理区域の境界に所定の標識が付されていない。 【法第13条第1項、規則第14条の9第1項第7号】 | - | - | - | - | - |
| 排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、保管廃棄設備の容器及び管理区域の境界に所定の標識が付されていない。 【法第13条第1項、規則第14条の11第1項第10号】 | - | - | - | - | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【3/9】

- 取扱いに関する指摘事項

| 指摘事項 | 医療機関 | 研究機関 | 教育機関 | 民間企業 | その他 |
|--|------|------|------|------|-----|
| 使用施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がない。 【法第15条第1項、規則第15条第1項第11号】 | - | - | - | - | - |
| 貯蔵施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がない。 【法第16条第1項、規則第17条第1項第8号】 | 1 | - | - | - | - |
| 密封された放射性同位元素を許可された貯蔵室で保管していない。【法第16条第1項、規則第17条第1項第1号】 | - | - | - | - | - |
| 廃棄施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がなされていない。 【法第19条第1項、規則第19条第1項】 (第15条第1項第11号の読み替え) | 1 | - | - | - | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【4/9】

- 記帳に関する指摘事項①

| 指摘事項 | 医療 機関 | 研究 機関 | 教育 機関 | 民間 企業 | その他 |
|--|----------|----------|----------|----------|-----|
| 放射性同位元素の受入及び払出に関する帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号イ、ロ】 | 1 | - | 1 | 1 | - |
| 放射性同位元素の受払いの帳簿に関し、受払いの年月日及び相手方の氏名又は名称がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ロ】 | - | - | - | - | - |
| 放射性同位元素の使用に関する帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ハ、ホ、ヘ】 | 1 | - | - | - | - |
| RI等の使用の帳簿に関し、使用の目的、使用の方法及び使用の場所の記載がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ホ】 | 2 | - | - | - | - |
| 放射性同位元素に関する保管の帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ト、チ、リ】 | 1 | - | - | 1 | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【5/9】

- 記帳に関する指摘事項②

| 指摘事項 | 医療 機関 | 研究 機関 | 教育 機関 | 民間 企業 | その他 |
|---|----------|----------|----------|----------|-----|
| 放射線発生装置の使用に関する帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1項ニ、ホ、ハ】 | - | - | - | - | - |
| 放射性同位元素の保管の帳簿に関し、保管の期間、保管の方 法及び保管の場所の記載がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号チ】 | - | - | - | - | - |
| 密封された放射性同位元素の運搬に係る帳簿が備えられて いない。【法第25条、規則第24条第1項第1号ヌ】 | - | - | - | - | - |
| 放射性同位元素の廃棄に関する帳簿がない。 【法第25条第1項、規則第24条第1項第1号ル、ヲ、ワ】 | 1 | - | - | - | - |
| 放射線施設の点検の記録がない。 【法第25条第1項第4号、規則第24条第1項第1号ヨ】 | - | - | - | 1 | - |
| 放射線施設に立ちに入る者に対する教育訓練の記録に関し、 実施年月日、項目及び教育訓練を受けた者の氏名がない。 【法第25条第1項、規則第24条第1項第1号タ】 | 1 | - | - | 1 | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【6/9】

- 場所の測定に関する指摘事項

| 指摘事項 | 医療 機関 | 研究 機関 | 教育 機関 | 民間 企業 | その他 |
|--|----------|----------|----------|----------|-----|
| 放射線施設等に関する放射線の量の測定がなされていない。 【法第20条第1項、規則第20条第1項】 | - | - | - | - | - |
| 放射線障害のおそれのある場所(使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界、居住区域、事業所境界)について放射線の量の測定がなされていない。 【法第20条第1項、規則第20条第1項第3号イ～チ】 | - | - | - | - | - |
| 放射性同位元素による汚染の状況の測定が1月を超えない期間ごとに実施されていない。 【法第20条第1項、規則第20条第1項第4号イ】 | - | - | - | 1 | - |
| 放射性同位元素による汚染の状況の測定において、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所、排水監視設備のある場所、管理区域の境界の測定がなされていない。 【法第20条第3項、規則第20条第1項第3号イ～チ】 | - | - | - | - | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【7/9】

- 被ばくの測定に関する指摘事項

| 指摘事項 | 医療 機関 | 研究 機関 | 教育 機関 | 民間 企業 | その他 |
|--|----------|----------|----------|----------|-----|
| 外部被ばくの線量の測定がなされていない。 【法第20条第2項、規則第20条第2項第1号】 | - | - | - | - | - |
| 外部被ばくの線量の測定の対象者に対し、記録の写しを記録のつど交付されていない。 【法第20条第3項、規則第20条第4項第6号】 | - | - | - | 1 | - |
| 内部被ばくによる線量の測定がなされていない。 【法第20条第2項、規則第20条第2項第2号】 (昭和63年5月18日科学技術庁告示第15号第19条) | - | - | 1 | - | - |
| 内部被ばくの線量の測定の対象者に対し、記録の写しを記録のつど交付されていない。 【法第20条第3項、規則第20条第4項第6号】 | - | - | - | - | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【8/9】

- 健康診断に関する指摘事項

| 指摘事項 | 医療機関 | 研究機関 | 教育機関 | 民間企業 | その他 |
|---|------|------|------|------|-----|
| 放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前に健康診断が実施されていない。 【法第23条第1項、規則第22条第1項第1号】 | 2 | - | - | - | - |
| 放射線業務従事者についての健康診断が、管理区域に立ち入った後にも関わらず1年を越えない期間内に実施されていない。 【法第23条第1項、規則第22条第1項第2号】 | - | - | - | 1 | - |
| 健康診断のうち問診(被ばく歴の有無)が実施されていない。 【法第23条第1項、規則第22条第1項第5号】 | - | - | - | - | - |
| 健康診断を受けた者に対して、健康診断のつどその記録の写しを交付していない。 【法第23条第2項、規則第22条第2項第2号】 | 1 | - | - | - | - |

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【9/9】

- 教育訓練に関する指摘事項

| 指摘事項 | 医療 機関 | 研究 機関 | 教育 機関 | 民間 企業 | その他 |
|--|----------|----------|----------|----------|-----|
| 放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立入前又は1年を超えない期間ごとに行うべき教育訓練が実施されていない。【法第22条、規則第21条の2第1項第2号】 | - | - | 1 | 1 | - |
| 取扱等業務に従事する者に対して、取扱等業務を開始する前又は1年を超えない期間ごとに行うべき教育訓練が実施されていない。 【法第22条、規則第21条の2第1項第3号】 | - | - | - | 3 | - |
| 放射線業務従事者等に対する教育訓練の項目が不足している。【法第22条、規則第21条の2第1項第4号】 | - | - | - | 1 | - |
| 放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ちに入る前又は初めて取扱い業務に従事する前に行うべき教育訓練の時間数が不足している。 【法第22条、規則第21条の2第3項】 (平成3年11月15日科学技術庁告示第10号) | - | - | - | - | - |

5. その他管理不備の事例【1/2】

立入検査で明らかになった 又は
事業所から当部門に連絡のあった管理不備の事例

- 使用の方法を正確に把握していなかったため、週又は3月の使用時間を逸脱
- 申請に併せて放射線施設の図面を作成し直した際に、現状の施設・各室の出入口・標識等を正確に反映できず、申請書と実態とが乖離
- 永久保存すべき健康診断の記録を、他の部門が管理していたため他法令の健康診断の記録の保存期限と混同し、主任者に確認せずに誤廃棄

5. その他管理不備の事例【2/2】

- 非密封RIの管理システムの不備及びシステムへの過信により、一時的に非密封RIの貯蔵能力を超過
- 従来は法の規制対象外であったが、平成17年の下限数量の法改正により廃棄時に規制を受けるRI（校正用線源、装備機器）について、このことを認識せず、誤廃棄
- 一斉点検を数度実施しているが、湧き出し（管理下にない放射性同位元素）に関する報告が絶えない
- PET薬剤の合成装置の管理不備（リーク等）により、排気口における排氣中濃度限度を超えるおそれがあった

以上は、結果的には法令報告事象に該当しなかったものの、各事業所においても注意すべき事例

6. 定期確認等における不適切な指導例

- サイクロトロン本体室(作業室)、排気浄化装置及び排水浄化槽の表面の線量測定を要求
- 保管廃棄容器が登録機関の指導により廊下に野積み
- 登録機関の指導により、詰め込み中の保管廃棄容器を廃棄作業室に置く
- 保管廃棄容器が備えられていないにもかかわらず、定期検査で合格
- 方向利用率が全方向1.0の直線加速装置を利用している病院において、方向毎の利用線量の集計を要求
- 週当たりのみの時間で許可を受けている使用者において、3ヶ月当たりの使用時間の集計を要求
- 主任者の確認印を要求
- 登録機関の業務はその内容が法令及び業務規程において限定的であり、**法令要件以外のことを指導・要求することは不可**
- 指導・指摘が法令要件か不明な場合は、**定期確認員へ確認することが必要（施設検査・定期検査の場合は検査員へ確認することが必要）**
- また、立入検査の場合も同様に、**放射線検査官へ確認することは重要**

指摘・指導については、法令の理解を深めるためにも、
その要因をしっかりと理解することが極めて重要

7-1. その他の留意点（手続き）

- 各種届出において、人事異動に伴う引き継ぎが不十分なことによる手続き漏れや管理状況報告書と特定放射性同位元素の所持に係る報告の混同等法令の理解不足による手続き漏れが多数
- 期日内に提出されたが、記載内容に不備がある書類も多数
- 例えば、管理状況報告書では、提出対象の約3,400事業者のうち、期日までの未報告が約130事業所、特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書では、年間約25,000件の報告あり、期日までに未報告が約100件
- 手続きの間違い等により違法状態(場合によっては使用不可)になることから、法令の理解に努め、所定の手続きについては、期限内に適切な処理を！
- 行政手続きを適切に行っていることを証明するため、行政手続き関連の書類の写しの保管を！
- 記載内容等が不明な場合には、審査官への確認を！

(参考) 使用に伴う主な手続きの概略

| 手続き | 様式 | 規則 | 備考 |
|---------------------|----------|----------|-------------------|
| 使用許可申請(標準処理期間90日)※1 | 様式第1 | 第2条 | あらかじめ申請 |
| 使用届 | 様式第2 | 第3条 | あらかじめ届出 |
| 使用変更届 | 様式第3 | 第4条 | あらかじめ届出 |
| 表示付認証機器使用・使用変更届 | 様式第4 | 第5条第1項 | 使用開始(変更)後30日以内に届出 |
| 変更許可申請(標準処理期間90日)※1 | 様式第8 | 第9条 | あらかじめ申請 |
| 氏名等の変更届 | 様式第10 | 第10条の2等 | 変更後30日以内に届出 |
| 軽微な変更に係る変更届 | 様式第11 | 第10条の3 | あらかじめ届出 |
| 放射線障害予防規程届 | 様式第25 | 第21条第2項 | 使用開始前に届出 |
| 放射線障害予防規程変更届 | 様式第26 | 第21条第3項 | 変更後30日以内に届出 |
| 合併・分割に係る認可申請 | 様式第27 | 第24条の3 | あらかじめ申請 |
| 合併・分割に係る届 | 様式第28 | 第24条の4 | 合併・分割後30日以内に届出 |
| 廃止届/廃止措置計画届 | 様式第32/34 | 第25条第1項等 | 遅滞なく |
| 使用の廃止等に伴う措置の報告書 | 様式第36 | 第26条第6項 | 遅滞なく |
| 放射線取扱主任者選任・解任届 | 様式第41 | 第31条 | 選任・解任後30日以内に届出※2 |
| 放射線取扱主任者の代理者選任・解任届 | 様式第42 | 第33条 | 30日以内に届出 |
| 放射線施設の廃止に伴う措置の報告書 | 様式第54 | 第39条第1項 | 30日以内に届出 |
| 放射線管理状況報告書 | 様式第55 | 第39条第2項 | 当該年度経過後3月以内 |

※1：許可申請に当たっては、審査期間(必要に応じ施設検査日程)を考慮すること

※2：使用開始前に選任し届出

7-2. その他の留意点（記帳(帳簿)）

- 法定帳簿類は、放射性同位元素等を適切に使用していることを示すもの（事故・訴訟等の際には事実を証明するもの）
- 一方で、定期確認において、一部の記録が不足することにより、帳票を追加する事業所が多数
- 帳簿の作成が目的となっていないか、帳簿の様式を見直すことにより帳簿の作成が効率化できないか、法定帳簿類の確認を！

留意点

- 法定帳簿類については、規則第24条第1項の要求事項をもれなく記載することが必要
- 記録様式は、市販のガイドブック等の記録様式のそのまま利用するのではなく、使用実態等を踏まえて利用可能か検討すること、適宜見直すことが重要
- 効率的な安全管理に資するため、法令要求事項以外の記載があっても問題なし

(参考) 記帳項目

【規則第24条第1項第1号：許可届出使用者の場合】

| 項目 | 記帳漏れはありませんか？ | | 記帳内容 |
|------------|--|-------------------------------|-----------------------------|
| 受入れ 払出し | <input checked="" type="checkbox"/> イ 放射性同位元素の種類及び数量 <input type="checkbox"/> □ 年月日, 相手方の氏名又は名称 | | 今年度から記帳項目が 増えます！ |
| 使用 | ハ 放射性同位元素の種類及び数量 ホ 使用の年月日, 目的, 方法及び場所 | ニ 放射線発生装置の種類 ヘ 使用に従事する者の氏名 | |
| 保管 | ト 放射性同位元素の種類及び数量 チ 保管の期間, 方法及び場所 | | リ 保管に従事する者の氏名 |
| 運搬 | ヌ 運搬の年月日, 方法, 荷受人・荷送人の氏名又は名称, 運搬従事者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称 | | |
| 廃棄 | ル 放射性同位元素の種類及び数量 ヲ 廃棄の年月日, 方法及び場所 | | ワ 廃棄に従事する者の氏名 |
| 点検 | ヨ 点検の実施年月日, 点検の結果, 措置の内容, 点検者の氏名 | | |
| 教育訓練 | タ 教育訓練の実施年月日, 項目, 各項目の時間数 (初めて管理区域に <u>立ちに入る前又は取扱等業務を開始する前に</u> 行わなければならない教育 及び訓練に限る。)、教育訓練を受けた者の氏名 | | |
| その他 | レ 規則第22条の3第1項に規定する場所における外部放射線量、空気 中濃度又は表面密度が限度値以下であることの確認方法及び確認した者 の氏名並びに管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者の氏 名 | | |

7-3. その他の留意点（測定）

① 場所の測定（規則第20条第1項）【1/2】

| 測定項目 | 場所【規則第20条第1項第3号】 |
|--|--|
| <p>放射線の量</p> <p>放射線の量の測定は、1cm線量当量率又は1cm線量当量について行うこと。ただし、70μm線量当量率が1cm線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70μm線量当量が1cm線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70μm線量当量率又は70μm線量当量について行うこと。</p> <p>【規則第20条第1項第1号】</p> | <p>イ 使用施設</p> <p>□ 廃棄物詰替施設</p> <p>ハ 貯蔵施設</p> <p>二 廃棄物貯蔵施設</p> <p>ホ 廃棄施設</p> <p>ヘ 管理区域の境界</p> <p>ト 事業所等内において人が居住する区域</p> <p>チ 事業所等の境界</p> |
| <p>放射性同位元素による汚染の状況の測定</p> <p>放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、<u>放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合</u>には、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>【規則第20条第1項第2号】</p> | <p>イ 作業室</p> <p>□ 廃棄作業室</p> <p>ハ 汚染検査室</p> <p>二 排気設備の排気口</p> <p>ホ 排水設備の排水口</p> <p>ヘ 排気監視設備のある場所</p> <p>ト 排水監視設備のある場所</p> <p>チ 管理区域の境界</p> |

① 場所の測定【2/2】

| 測定頻度【規則第20条第1項第4号】 | 記録【規則第20条第4項第1号】 |
|--|--|
| <p>イ 放射線の量の測定(口及びハの測定を除く。)並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定</p> <p>作業開始前 1回 作業開始後 1回以上／月</p> | <p>測定のつど次の事項について記録し、五年間これを保存すること。</p> <p>イ 測定日時 口 測定箇所 ハ 測定をした者の氏名</p> |
| <p>□ 密封RI又は放射線発生装置を固定して取り扱う場合(取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定している場合)(ハの測定を除く。)</p> <p>作業開始前 1回 作業開始後 1回以上／6月</p> | <p>二 放射線測定器の種類及び型式 ホ 測定方法 ヘ 測定結果</p> |
| <p>ハ 下限数量に1,000を乗じて得た数量以下の密封RIのみを取り扱う場合</p> <p>作業開始前 1回 作業開始後 1回以上／6月</p> | |
| <p>ニ 排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所におけるRIによる汚染の状況の測定</p> <p>作業開始前 1回 排気し、又は排水するつど(連續して排気し、又は排水する場合連續して)行うこと。</p> | |

② 立入者の測定（規則第20条第2項、第3項）【1/2】

| | | |
|----------|------|--|
| 外部被ばくの測定 | 測定部位 | <ul style="list-style-type: none"> 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあっては腹部）について1cm線量当量、及び$70\mu\text{m}$線量当量（中性子線については、1cm線量当量）を測定すること。 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、1cm線量当量及び$70\mu\text{m}$線量当量（中性子線については、1cm線量当量）を測定すること。 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、イ及びロのほか、当該部位について、$70\mu\text{m}$線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。 <p>【規則第20条第2項第1号イ、ロ、ハ】</p> |
| | 測定頻度 | <ul style="list-style-type: none"> 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものにあっては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が$100\mu\text{Sv}$を超えるおそれのないときはこの限りでない。 <p>【規則第20条第2項第1号ホ、数量告示第18条第1項】</p> |

② 立入者の測定（規則第20条第2項、第3項）【2/2】

内部被ばく

- RIを誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他RIを吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ちに入る者にあっては、3月を超えない期間ごとに1回（本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることになった女子にあっては、出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）行うこと。
ただし、作業室その他RIを吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ちに入る者であって放射線業務従事者でないものにあっては、その者の内部被ばくによる線量が $100 \mu\text{Sv}$ を超えるおそれのないときはこの限りでない。
- 線量の測定は、吸入摂取又は経口摂取したRIについて数量告示別表第2の第1欄に掲げるRIの種類ごとに算出する。

【規則第20条第2項第2号、数量告示第19条】

汚染状況の測定

- 手、足その他RIによって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であってRIによって汚染されるおそれのある部分について行うこと。
【規則第20条第3項第1号】
- 非密封RIを取り扱う施設に立ちに入る者について、当該施設から退出するときに行うこと。
【規則第20条第3項第2号】

③ 測定記録（規則第20条第4項）【1/2】

| | | |
|---------|--|--|
| 外部被ばく | <ul style="list-style-type: none"> 4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間, 4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者等が<u>妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては, 出産までの間毎月1日を始期とする1月間</u>について, 当該期間ごとに集計し, 集計の都度次の事項について記録すること。【規則第20条第4項第2号】 | |
| | イ 測定対象者の氏名 ハ 放射線測定器の種類及び型式 ホ 測定部位及び測定結果 | <input type="checkbox"/> 測定をした者の氏名 ニ 測定方法 |
| 内部被ばく | <ul style="list-style-type: none"> 測定の都度次の事項について記録すること。【規則第20条第4項第3号】 | |
| | イ 測定日時 ハ 測定をした者の氏名 ホ 測定方法 | <input type="checkbox"/> 測定対象の氏名 ニ 放射線測定器の種類及び型式 ヘ 測定結果 |
| 汚染状況の測定 | <ul style="list-style-type: none"> 手, 足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えてRIにより汚染され, その汚染を容易に除去できない場合にあっては, 次の事項を記録すること。【規則第20条第4項第4号】 | |
| | イ 測定日時 ハ 測定をした者の氏名 ホ 汚染の状況 ド 測定部位及び測定結果 | <input type="checkbox"/> 測定対象者の氏名 ニ 放射線測定器の種類及び型式 ヘ 測定方法 |

③ 測定記録（規則第20条第4項）【2/2】

| | | | | | | | |
|------------|---|---------|---------------------------------|------------|---------------------------------|----------|------------------------------------|
| 実効線量・等価線量 | <ul style="list-style-type: none">● 測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者等が<u>妊娠の事実を知ることとなった女子では、出産までの間毎月1日を始期とする1月間</u>について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の事項について記録すること。【規則第20条第4項第5号、数量告示第20条】 <table><tbody><tr><td>イ 算定年月日</td><td><input type="checkbox"/> 対象者の氏名</td></tr><tr><td>ハ 算定した者の氏名</td><td><input type="checkbox"/> 算定対象期間</td></tr><tr><td>ホ 実効線量</td><td><input type="checkbox"/> 等価線量及び組織名</td></tr></tbody></table> | イ 算定年月日 | <input type="checkbox"/> 対象者の氏名 | ハ 算定した者の氏名 | <input type="checkbox"/> 算定対象期間 | ホ 実効線量 | <input type="checkbox"/> 等価線量及び組織名 |
| イ 算定年月日 | <input type="checkbox"/> 対象者の氏名 | | | | | | |
| ハ 算定した者の氏名 | <input type="checkbox"/> 算定対象期間 | | | | | | |
| ホ 実効線量 | <input type="checkbox"/> 等価線量及び組織名 | | | | | | |
| 実効線量の集計 | <ul style="list-style-type: none">● 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が<u>20mSvを超えた場合は、当該1年間を含む5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間)の累積実効線量</u>(4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。)を当該期間について毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。【規則第20条第4項第5号の2号】 <table><tbody><tr><td>イ 算定年月日</td><td><input type="checkbox"/> 対象者の氏名</td></tr><tr><td>ハ 集計した者の氏名</td><td><input type="checkbox"/> 集計対象期間</td></tr><tr><td>ホ 累積実効線量</td><td></td></tr></tbody></table> | イ 算定年月日 | <input type="checkbox"/> 対象者の氏名 | ハ 集計した者の氏名 | <input type="checkbox"/> 集計対象期間 | ホ 累積実効線量 | |
| イ 算定年月日 | <input type="checkbox"/> 対象者の氏名 | | | | | | |
| ハ 集計した者の氏名 | <input type="checkbox"/> 集計対象期間 | | | | | | |
| ホ 累積実効線量 | | | | | | | |

- 記録の交付……記録の写しを記録のつど交付すること。【規則第20条第4項第6号】
- 記録の保存期間…永久保存又は5年間保存した後、原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すこと。【規則第20条第4項第7号】

7-4. その他の留意点（健康診断、規則第22条）【1/2】

| 項目 | 放射線障害防止法 | 労働安全衛生法 |
|-------------------------|---|--|
| 実施頻度等 | <p>① 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前</p> <p>② 管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごと</p> <p>③ 被ばくしたおそれのあるときなど</p> | <p>① 管理区域に立ち入るものに対し、雇い入れ又は当該業務に配置換えの際</p> <p>② 管理区域に立ち入った後は6月以内に1回</p> |
| 問診 | <p>イ 放射線の被ばく歴の有無</p> <p>□ 被ばく歴を有する者についてはその状況</p> | 被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及び評価 |
| 検査又は検診 〔管理区域 立入前〕 | <p>イ 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率</p> <p>□ 皮膚</p> <p>ハ 眼</p> <p>ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目</p> | <p>① 白血球数及び白血球百分率の検査</p> <p>② 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査</p> <p>③ 白内障に関する眼の検査</p> <p>④ 皮膚の検査</p> |

7-4. その他の留意点（健康診断、規則第22条）【2/2】

| 項目 | 放射線障害防止法 | 労働安全衛生法 |
|-------------------------|--|---|
| 検査又は検診 〔管理区域 立入後〕 | イからハまでの部位又は項目は医師が必要と認める場合 | ①から④の部位又は項目は医師が必要でないと認めるときは省略 前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該健康診断後の1年間にうける実効線量が5mSvを超えるおそれのないものに対して、医師が必要と認めないときは省略 |
| 記録の内容 | 実施年月日、対象者の氏名、健康診断を行った医師、健康診断の結果、健康診断の結果に基づいて講じた措置 | 電離放射線健康診断個人票(様式第1号)を作成 |
| 記録の交付 | 健康診断のつど記録の写しを交付 | 遅滞なく、健康診断の結果を通知 |
| 記録の保存 | <u>永久保存</u> 当該記録を5年以上保存した後当該記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない | <u>30年保存</u> 当該記録を5年以上保存した後当該記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない |

7-5. その他の留意点（教育及び訓練、規則第21条の2）

平成30年度以降

- ① 放射線業務従事者：初めて管理区域に立ち入る前、管理区域に立ち入った後にあっては翌年度の開始日（4/1）から1年以内
- ② 取扱等業務に従事する者：取扱等業務を開始する前、取扱等業務を開始した後にあっては翌年度の開始日（4/1）から1年以内
- ③ ①及び②以外の者：当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと
- ④ 教育及び訓練における項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識を及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる

教育及び訓練における時間数（平成3年科学技術庁告示第10号）

| 項目 | 放射線の人体に与える影響 | 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い | 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 |
|----|---------------|-------------------------|---------------------------|
| | <u>30分間以上</u> | <u>1時間以上</u> | <u>30分以上</u> |

使用する放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びに使用等の実態に応じて、項目ごとに必要な時間数を設定する手順を予防規程に定めること。
(立入検査で教育及び訓練の時間数や内容の考え方を聴取予定)

II. 法令報告事項の一部改正等

1. 最近の事故等発生状況
2. 法令報告事項の一部改正

1. 最近の事故等発生状況【1/2】

① 放射線障害防止法に基づく法令報告

参考：事故・トラブル情報

- <http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/index.html>
- http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9483636/www.nsr.go.jp/archive/mext/a_menu/anzenkakuho/news/contents07.html

② 管理下にない放射性同位元素に関する報告

参考：管理下にない放射性物質を見つけたら

- <https://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/panflet/houshasen.html#houshasen2>

- 放射線障害防止法に基づく**法令報告**として、事業所から国に報告
- その他、法令報告ではないものの、**管理下にない放射性同位元素**の発見、**火災等**の報告がある

1. 最近の事故等発生状況【2/2】

(事故・トラブルの法令報告件数)

(単位：件)

| 類型 \ 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 合計 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 紛失・誤廃棄・盗取 | 1 | 5 | 3 | - | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | 17 |
| 被ばく | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 |
| 汚染・漏えい | 2 | - | 2 | 3 | 2 | 1 | - | 1 | 1 | 12 |
| その他 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | 0 | 1 |
| 計 | 3 | 5 | 5 | 3 | 3 | 2 | 4 | 2 | 3 | 30 |

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【1/5】

- 法律改正により、施行規則（旧第39条第1項）で規定していた事故の報告を、RI事業者の義務として法律上に規定。これに伴い、原子力規制委員会への事故故障等の報告について、以下のとおり変更。
 - 事故の報告には、原因究明や再発防止策等を含み、RI等の取扱いに関する専門的な知識が必要となることに加え、RI事業者の責任をより明確化するため、報告義務をRI事業者に課し、運搬を委託された者を除外。
 - 旧法第33条第3項の危険時の措置の届出制度を事故故障等の報告に統合。
 - 旧施行規則第39条第1項第5号では、放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合の除外規定が限定されていたため、排気設備の機能が適正に維持されている場合と表面密度限度までの漏えいを除外要件に追加。
 - 旧施行規則第39条第1項第6号では、使用施設で人が常時立ち入ることができる場所の線量限度のみを規定していたが、使用施設に限定せず、施設基準が規定されている放射線施設を対象。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【2/5】

【法令改正(H30.4.1施行)により、変更又は追加となった箇所を緑色で示す】

« 法律 »

第31条の2 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故その他の原子力規制委員会規則（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会規則又は国土交通省令、第18条第5項の規定による届出に係る場合にあつては内閣府令。以下この条において同じ。）で定める事象が生じた場合においては、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、事象の状況その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会又は国土交通大臣、同項の規定による届出に係る場合にあつては都道府県公安委員会）に報告しなければならない。

« 施行規則 »

第28条の3 法第31条の2の規定により、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【3/5】

- 一. 放射性同位元素の**盗取又は所在不明**が生じたとき。
- 二. 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、**第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度**を超えたとき。
- 三. 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、**第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度**を超えたとき。
- 四. 放射性同位元素等が**管理区域外で漏えい**したとき（第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【4/5】

- 五. 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
- 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - 漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - 漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 六. 第14条の7第1項第3号（第14条の8の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第14条の9第3号（第14条の10の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第14条の11第1項第3号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【5/5】

- 七. 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける
計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が
放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この項において同
じ。）にあっては**5mSv**、放射線業務従事者以外の者にあっては
0.5mSv超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 八. 放射線業務従事者について**実効線量限度若しくは等価線量限度を超える**、
又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 九. 第14条の12第2号の線量限度を超えるおそれがあるとき。
- ※ 他に、異常事態に関する措置として、法第32条（警察官等への届
出）や法第33条（危険時の措置）等が定められている。

見直しに伴い、事故故障等の各報告事項の目的、解釈及び運用上の留意点を、「放
射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規
定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈」（平成29年12月13
日制定 原規放発第17121315号 原子力規制委員会決定）としてとりまとめ。

« <https://www.nsr.go.jp/data/000215734.pdf> »

III.事故・トラブル等の緊急時における連絡の見直しについて

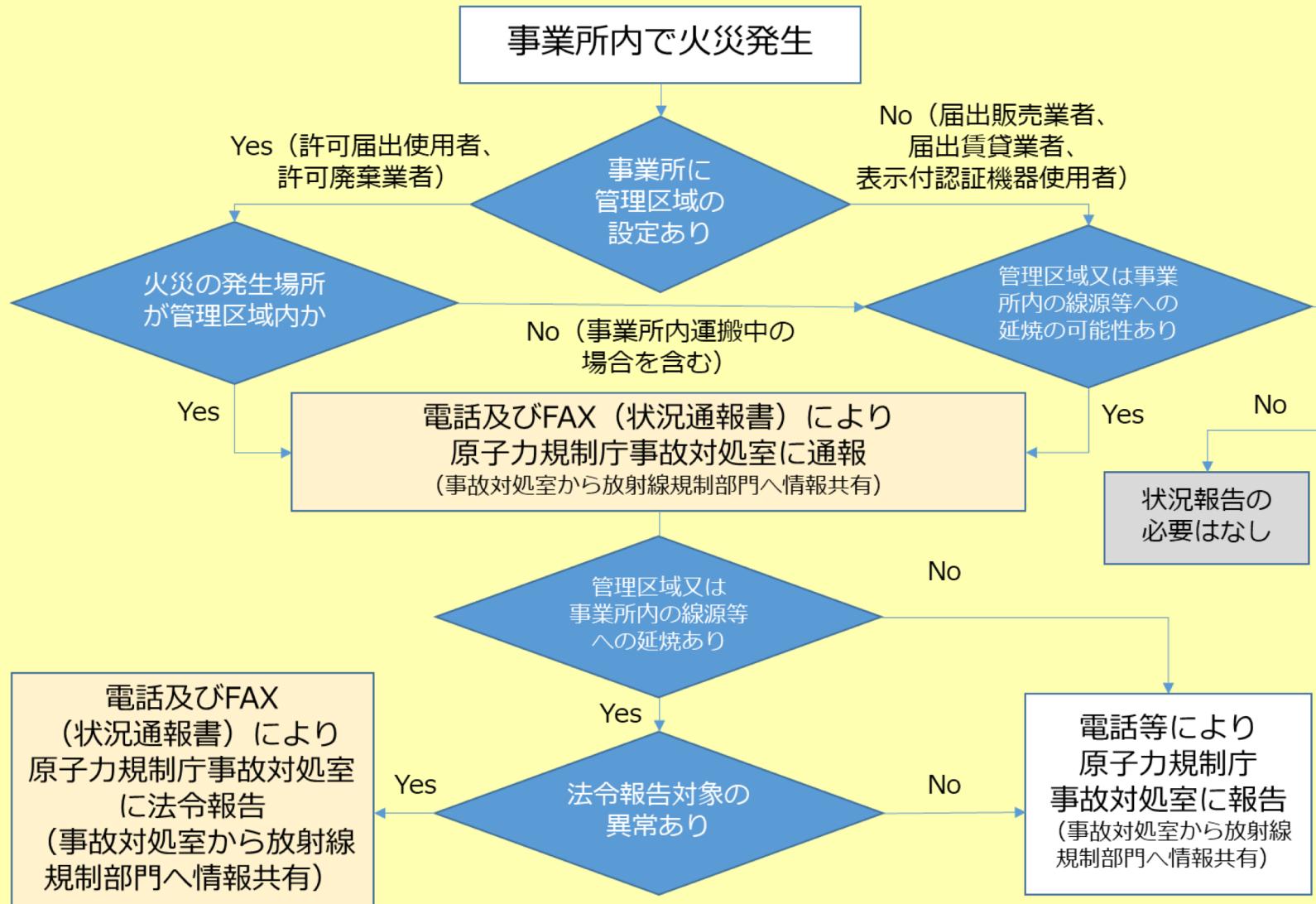
1. 緊急時における連絡について
(全事業所)
2. 緊急時における連絡について
(特定許可使用者)
3. 緊急時の連絡先等

1. 緊急時における連絡について（全事業所）【1/2】

| | |
|---------------------------|--|
| 旧 | <p>事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 (平成25年3月19日文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室)</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。◎ 事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。◎ 地震が発生した場合には、上述の異常事態が生じた場合のみ、直ちに電話連絡及びFAXによる状況の通報が必要です。 |
| 新 (平成 30 年度) | <p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 (原規放発第1803076号 平成30年3月7日原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門)</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 地震その他の災害等によるものも含め、放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。◎ 管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む）には、法令報告の対象となる異常事態が発生しなくとも、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。 |

1. 緊急時における連絡について（全事業所）【2/2】

緊急時連絡方法の見直し(火災)



2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【1/3】

旧

事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」
(平成25年3月19日文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室)

- ◎ 震度4以上の地震が発生した地域に施設が所在する特定許可使用者（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。）においては、直ちに施設・設備の点検を行い、特に問題がない場合には、メールにて連絡して下さい。

新
(平成30年度)

事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」
(原規放発第1803076号 平成30年3月7日原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門)

- ◎ 大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合））が発生した市区町村の特定許可使用者（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。以下同じ。）は、安全確保の上、可能な限り速やかに施設・設備の点検を行い、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を通報して下さい。

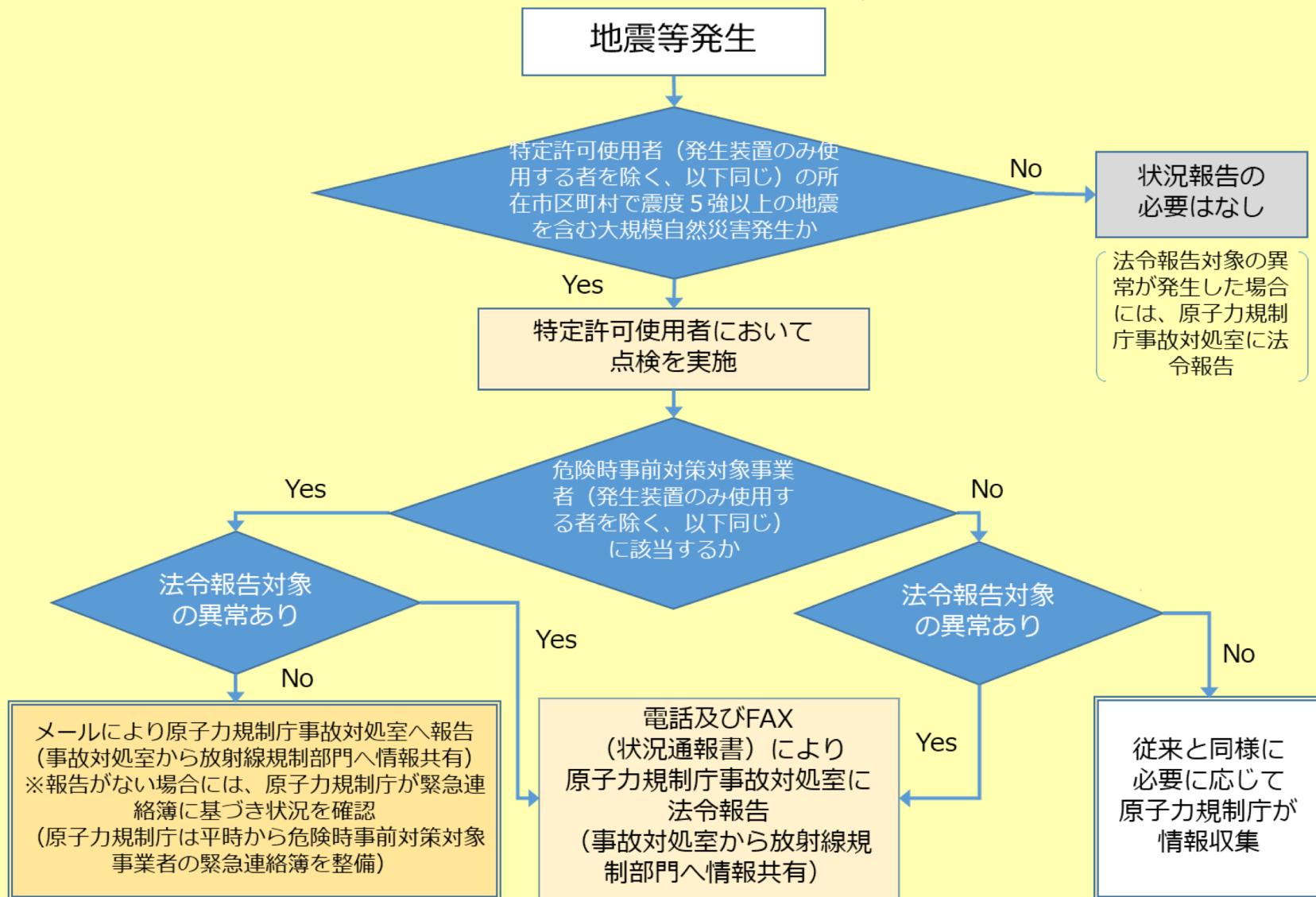
- ◎ 特定許可使用者については、大規模自然災害等の発生時、原子力規制庁が施設の状況について情報収集をすべきと判断した場合には、放射線規制部門から状況の確認を行うことがありますので、御協力をお願いします。

2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【2/3】

| | |
|---------------|---|
| 旧 | 事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 (平成25年3月19日文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室) — |
| 新 (平成30年度) | <p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 (原規放発第1803076号 平成30年3月7日原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門)</p> <p>◎ 特定許可使用者のうち、平成30年4月に施行する放射線障害防止法<u>施行規則第21条第1項第14号に該当する者（危険時の措置の事前対策を求める者。ただし、放射性同位元素の使用により当該措置に該当する者に限る。）</u>においては、<u>所在する市区町村で大規模自然災害が発生した場合、施設・設備の点検の結果、法令報告の対象となる異常がない場合には、その旨をメール※により報告</u>して下さい。</p> <p>◎ メール※には、次の事項を入力して送信して下さい。</p> <p style="color: red;">件名：「件名（地震／風水害による家屋全壊／他点検結果）、異常なし」 本文：「事業所名（〇〇研究所等）、概要（〇時〇分現在、設備点検の結果、異常なし等）、連絡先（連絡に対応できる方の氏名、電話番号、メールアドレス等）」</p> <p>◎ 報告がない場合は、原子力規制庁が現在整備中の緊急連絡簿に基づき状況確認。</p> <p style="text-align: right;">※ メールアドレスは、事務連絡を参照</p> |

2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【3/3】

緊急時連絡方法の見直し(大規模自然災害)



3. 緊急時の連絡先等

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 総務課 事故対処室

電話（業務時間内、夜間・休日）及びFAX番号は、
平成30年3月7日付け事務連絡を参照してください。

« 連絡に当たっての留意点 »

- 事故・トラブルが発生した場合には、第1報の連絡を直ちに行うことが重要
- 第1報は、未確認なものの確認を待たずに連絡することが重要
- 第2報以降で順次確認できた内容を連絡することで良い